

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

別表中「多摩六都科学館組合」を「多摩六都科学館組合 秋川流域斎場組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。